

第 10 回市史講座ミニレポート：平成 30 年 1 月 20 日（土）

「唯一神道の普及と意宇六社の成立—仏と神から見た松江の近世—」

小林准士先生（島根大学法文学部教授）



今回の講座では、江戸時代の松江における神道普及とこれに関連する「意宇六社」の成立について、『松江市史』近世史部会長である小林准士先生にお話しいただきました。

江戸時代以前には、神社の境内に鐘楼等の仏教的建造物が建てられ、寺院の中に神社があり、また、僧侶や山伏による神社の施設管理、神社への納経、神前での称名念仏等が行われ、江戸時代に入ってもその流れがしばらく続いており、「神仏習合」の形態は様々で、状況は地域により大きな差がありました。

僧侶による神々の祭祀の例としては、

- 天神町の白湯天満宮では、天台宗の松林寺が別当（神社宮司の職を代行する僧侶）を務め、岩坂村神職・平林氏が「鑿（どう）取」の名目で祭祀を務め、また、遷宮の際は鰐淵寺の僧が導師を務めていた。
- 城山稻荷神社では、天台宗の普門院が別当、阿太加夜神社の神職・松岡氏が社司を務めていた。
- 愛宕神社では、天台宗の宝照院が別当を務め、阿羅波比神社の神職・幡垣氏が神事を行っていた。

ほかにも例をあげられ、全国的に見ると、関東では寺院支配が多く、東北では山伏支配の神社も稀ではなかったこと、松江地域を含む出雲国では神職支配が多かったことを話されました。

次に、京都の吉田神社神主・吉田兼俱によって戦国時代に創出された「唯一神道（一般的に吉田神道とも言う）」の普及について、出雲地域との関連を話されました。「唯一神道」は、仏教とは一応区別された「道（どう）」として宗教的儀式体型を造り上げましたが、葬式も行い菩提寺もあり、また、仏教や陰陽道の影響も色濃いものでした。

公家でもあった吉田家から「神道裁許状」を受け、神職の身分的地位を保証してもらおうとする地方の神職が増え、出雲では、文禄 3 年（1594）2 月 21 日付の秋鹿郡足高大明神・家原大宮司への神道裁許状が残っています。

「唯一神道」は江戸時代になると儒学的解釈が強くなり、仏教と距離を置く「排仏論」と結びつくようになりました。

寛文 5 年（1665）に幕府の触により、神社は吉田家から神道裁許状をもらうように決まりましたが、杵築大社（出雲大社）は「出雲国（神社）惣検校職」を主張し、吉田家とは別に、寛文 7 年、朝廷から「永宣旨」の発給を受けました。

杵築大社は吉田家に倣い、独自に出雲国内の神職に裁許状を発給し、寛文 8 年（1668）頃でも、後に佐陀神社触下となる三郡半（島根・秋鹿・楯縫・意宇西）の神職の 4/5 が杵築大社の「永宣旨」を受け、1/5 が吉田家の裁許状を受けていたとされています。

その後、杵築大社と佐陀神社は、元禄 5 年（1692）頃から神職間の紛争の裁判権、任免権等をめぐり争論となり、元禄 9 年には藩から幕府寺社奉行への訴訟に発展します。結局、翌年、出雲国内の神社・神職に対する管轄範囲は、杵築大社が六郡半（神門・出雲・大原・仁多・能義・飯石・意宇東半）、佐陀神社が三郡半（島根・秋鹿・楯縫・意宇西半）となりました。

また、神社をめぐる神職と僧侶の争いも起こり、例として、来待の大森大明神祭礼をめぐる神職と岩屋寺の争い、白石村熊野権現の造営遷宮時の寺号記載についての争い等をあげられ、近世の出雲国への吉田神道の波及や、杵築大社の神仏分離を契機として、中小の神社においても祭祀への僧侶の関与を遠ざける動きが進み、松江地域で神仏分離が進んだと話されました。

続いて、「意宇六社」について話されました。現在の意宇六社は、神魂神社・八重垣神社・真名井神社・揖夜神社・六所神社・熊野大社となっています。しかし歴史的には、各神社の相続・継承問題や遷宮時の取扱いなど、神社間の互助的結合の仲間であり、また、杵築大社と

佐陀神社との関係等でその結合も紆余曲折し、六社の構成や位置付けが変遷しました。

17 世紀には、意宇郡東部の神主クラスの職が仲間を構成し、神事への参勤や互いの後見が行われていましたが、その構成員は、神魂神社・熊野大社・八重垣神社・平浜八幡宮・蘆高社（阿太加夜神社）・揖夜神社・伊弉諾社（真名井神社：17 世紀半頃に神魂神社から独立）でした。

元禄 10 年（1697）の杵築・佐陀争論に敗訴した杵築大社は、惣検校職としての管轄範囲が出雲一国ではなく「社中」に限定されたため、意宇郡東部の「六社」を「社中」に取り込むべく、「摂社」の契約を結ぶよう働きかけましたが、蘆高社と平浜八幡宮は摂社とはなりませんでした。結果、いわゆる意宇六社は、神魂神社・熊野大社・八重垣神社・揖夜神社・伊弉諾社・六所神社となったとのことです。

しかし、このうち六所神社の神主は神魂社の秋上氏が兼務したため、これは神主仲間としての「六社」ではありません。一方、平浜八幡宮は「摂社」ではありませんが、この地域の神主仲間の中にその後も入り続けていましたし、享保 3 年頃までは蘆高社も神社仲間として入ったようです。

したがって、現在言われる「意宇六社」は杵築大社の摂社として位置づけられた神社としてのまとまりであって、18 世紀初め頃までの神主仲間としての「六社」とは異なった「意宇六社」である、と話されました。